

島根県立大学短期大学部に対する短期大学認証評価結果

I 判定

2025年度短期大学認証評価の結果、島根県立大学短期大学部は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026年4月1日から2033年3月31日までとする。

II 総評及び提言

<短期大学概況>

- | | |
|-------------|--|
| (1) 短期大学設置年 | 2007年 |
| (2) 所在地 | 島根県松江市 |
| (3) 理念・目的 | 島根県立大学短期大学部は、「地域における教育研究の拠点として、学生の学ぶ意欲を高め、豊かな人間性を育むことによって、課題探求力および実践力を兼ね備えた人材を育成するとともに、地域への知の還元や地域課題解決への支援を通じて地域と協働し、地域社会の文化及び福祉の向上に寄与すること」を目的とする。 |
| (4) 学科・専攻科等 | 保育学科
文化情報学科 |
| (5) 収容定員 | 160人（短期大学士課程） |

(2024年度時点)

<総評>

島根県立大学短期大学部は、保育学科及び文化情報学科の2学科構成であり、両学科とも、学内外の学びを通じて地域発展に寄与する人材育成に力を注ぎ、地域と結びついた体験型学習を積極的に導入している点が特徴である。また、表現活動や成果物の作成に結び付く学習を展開し、地域に根差した高等教育・研究機関として地域発展に貢献している。

内部質保証については、学則や「島根県立大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」「島根県立大学短期大学部内部質保証のための方針」（以下「内部質保証のための方針」という。）において、目的、体制、手続等を定めている。前回の短期大学認証評価後に内部質保証体制を見直し、内部質保証に責任を持つ組織として、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」、自己点検・評価の実施を担う組織として、副学長を主査とする「自己点検・評価実施委員会」を設置した。また、「自己点検・評価実施委員会」のもとに「教務委員会」など12の専門委員会を置き、事業や業務の点検及び改

島根県立大学短期大学部

善・向上を目的としたヒアリングを実施しており、現場からの意見収集を丁寧に行っている。

教育・学習については、短期大学部の目的及び教育研究上の目的に基づいた全学的な学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。学位授与方針に示した学習成果を身に付けられるよう、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各学科で「学びの概念図（カリキュラムマップ）」及び「開講科目一覧」を作成し、学生が自らの学習の過程を自覚できるようにしている。また、「主要授業科目ディプロマ・ポリシー対応表」を策定し、それぞれの主要授業科目が学位授与方針のどこに対応しているかを明確にしている。教育を通じた学習成果は、「内部質保証のための方針」に基づき、学科共通の測定方法と学科独自の測定方法を組み合わせながら評価し、カリキュラムや教育方法の見直しに役立てている。さらに、学科と「教務委員会」が「教学マネジメントによる教育に関する自己点検・評価シート」（以下「自己点検・評価シート」という。）を用いて点検・評価し、「自己点検・評価実施委員会」に報告し、次年度以降の改善・向上に向けて取り組んでいる。

特出した点として、「学生支援」「教育研究等環境」及び「社会連携・社会貢献」が挙げられる。学生支援では、ゼミ担当教員、保健師、カウンセラーが連携してきめ細かな支援を実施し、保護者面談を通じて、保護者と大学の信頼関係を築き、学生の進路や学習・精神面の情報共有を行うほか、学習困難や障がいのある学生にも個別に対応しており、退学者数がほとんどいないことから、学生支援体制の充実を示しているといえる。また、教育研究等環境においては、学生の居場所となる「オロリンひろば」など、安心して学べる環境を充実させている。社会連携・社会貢献に関しては、両学科とも授業だけでなくイベントやボランティア活動を通じて、地域貢献と接続する教育を行っている点が評価できる。研究活動においても、地域貢献に関する研究や事業が松江地域だけでも、中期目標を大きく上回っている。さらに、地域に根ざした研究・教育活動を紹介する『地域研究と教育』を刊行し、県全域に情報発信を行っている。以上のことから、地域課題の解決と地域発展に貢献する短期大学部であるといえる。

今後の検討事項としては、主要授業科目では学位授与方針との紐づけを「主要授業科目ディプロマ・ポリシー対応表」で明確化している一方で、その他の科目では示していない点が挙げられる。今後、主要科目以外の科目でも学位授与方針の紐づけの明確化を進め、シラバスへの明示を行うことが望ましい。そして、これらの改善を通じて、更なる発展を遂げることを期待したい。

<評価において特記する事項（提言）>

長所が3点あげられる。

(長所)

以下については、理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性がある取り組みと認められる。

- 1) ゼミ担任教員が中心となり、学生からの生活相談などを通じて早期に課題を把握し、的確な支援を実施している。中でも保護者面談は進路や研究テーマなどを相談でき、学生・保護者・短期大学部間の相互理解につなげている。また、障がい学生への支援や健康・心理面での支援体制も充実しており、多様な学生が安心して学べる環境を確保している。学生一人ひとりの成長を支えるきめ細かな支援体制を継続的に整備しており、学生生活に対する学生の満足度が高く、退学者もほとんどいないことから、学生支援の実効性が評価できる（基準7学生支援）。
- 2) 学生の教育環境整備に関して、学生ラウンジとして「オロリンひろば」を設置し、学生同士の交流やサークル・ボランティア活動を促進するとともに、パーティションエリアを設け、自主学習の場としても活用できるよう整備している。また、他の館にもラウンジや学習スペースを設け、全学的に学習環境の充実を図っているほか、新設した図書館にはレファレンス窓口を設置し、論文やレポート作成を支援する体制を整備して、学生の学ぶ意欲を高める環境づくりや支援体制の充実に努めており、継続的な改善・向上を行っていることは評価できる（基準8教育研究等環境）。
- 3) 1993年から実施している公開講座「椿の道アカデミー」では、高校生向けの模擬授業や一般向けの語学講座、親子向けの体験講座など幅広い年齢層に向けた多様な講座を実施し、活動報告をホームページに公開している。また、保育学科において子ども向けのイベントを学生主体で企画・開催するなど、各学科の専門分野を生かして学生も地域貢献に関わっている。さらに、教員による地域に特化した研究並びに地域と連携した教育活動を詳細に紹介している『地域研究と教育』を毎年発行し、情報発信も充実している。こうした積極的な取り組みは、理念を実現するものであり、短期大学部の知的資源を地域社会へ還元する仕組みの強化につながっているため、評価できる（基準9社会連携・社会貢献）。

Ⅲ 概 評

1 理念・目的

【評定：A】（当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①短期大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学科及び専攻科の目的を適切に設定し、公表していること。

「島根県立大学憲章」（以下「大学憲章」という。）に掲げた全学的な基本理念に基づき、短期大学部の目的及び各学科（保育学科、文化情報学科）の教育研究上の目的

島根県立大学短期大学部

を学則に定めている。学生に対しては、大学ホームページ、学生便覧や各学科の「履修ガイド」に掲載しているほか、新入生オリエンテーション及び履修ガイダンスにおいて説明を行っている。教職員に対しては、法人の公式ホームページによる周知、学内での「大学憲章」の掲示のほか、学内運営会議や各学科会議において説明を行うことで、「大学憲章」と短期大学部の目的への理解が深まるよう取り組んでいる。

また、これら目的等については、ホームページや大学案内、広報誌等多様なツールを通じて公表することで、受験生や一般社会にも伝わりやすくなるよう、工夫を講じている。

以上のことから、短期大学部の目的及び各学科の教育研究上の目的を適切に明示し、社会に公表しているといえる。

②短期大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

地方独立行政法人法に基づき、2019年度から2024年度までの「第3期中期目標」及び「第3期中期計画」を策定し、「自己点検・評価に加え、法人評価委員会の評価や認証評価制度に基づく外部評価の結果を適切にフィードバックする」ことを定めた。これを継承・発展させる形で、2025年度から2030年度までの「第4期中期目標」及び「第4期中期計画」を策定し、教育研究・地域活動の各分野のミッションを「島根創生を担う人材の育成」「地域への知の還元」「地域づくりへの貢献」と定めている。基本目標を「地域に貢献する人材を輩出する大学」とし、基本目標を達成するための重点的な取り組みとして「入学者に占める県内出身者割合の向上」「学びを通じた地域貢献や資格・免許取得の促進」「県内就職率の向上」を掲げており、保育学科及び文化情報学科の人材育成・組織の方向性も、これらの基本目標や取り組みを踏まえたものとなっている。中期計画の策定にあたっては、2018年度の短期大学認証評価の概評で、学生へのカウンセリング体制の一層の充実が望まれていたことから、重点項目の1つである「教育研究などの質の向上」において、学生の健康管理や心のケア、生活環境の改善、学習支援、経済的支援、正課外活動の支援等を充実させることを改めて掲げている。

「第4期中期計画」の基本目標「島根創生を担う人材の育成」に向けて、県内の教育機関との連携を強化するとともに、保育士資格の取得を目指す学生に対して「教職センター」において保育実習の支援を行うなど、多様な対策を採っていることから、中期計画を適切に定め、実行しているといえる。

2 内部質保証

【評定：A】(当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況)

①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の

向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

内部質保証に関する全学的な方針や基本的な考え方・体制を、学則及び「内部質保証のための方針」に明確化している。

内部質保証の体制については、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が内部質保証の推進に責任を負い、副学長を主査兼委員長とする「自己点検・評価実施委員会」が自己点検・評価の実施を担う仕組みとなっている。具体的には、「自己点検・評価委員会」は方針策定・結果確認や全体のマネジメントを担い、「自己点検・評価実施委員会」は学科や各専門委員会（「教務委員会」「キャリア委員会」等）が組織する学内組織に対し、自己点検・評価の実施を指示・支援・調整し、取り組みを促進している。なお、専門委員会は4年制大学と合同の組織体制だが、短期大学部の特性や主体性を損なわないよう、各委員会に短期大学部の教員が所属している。さらに、「自己点検・評価実施委員会」が主体となり、専門委員会の業務点検及び改善・向上を目的としたヒアリングを行い、活動状況や課題等の共有を図り、前年度の改善課題への対応状況も確認している。ヒアリングには、短期大学部長、教務学生生活部長、各学科長も出席し、学科間での教育に関する課題共有も図っている。各学科・専門委員会の自己点検・評価の結果は、「自己点検・評価実施委員会」に報告し、検討した後、各組織にフィードバックを行っている。その後、「自己点検・評価委員会」に報告し、同委員会からも必要に応じてフィードバックを行うこととしている。

教学IRについては、「FD委員会」が収集した授業評価アンケート結果を「教務委員会」が分析し、シラバスに沿った授業の実施状況や学生自身の目標達成度、満足度を確認している。

また、中期・年度計画については、外部の「法人評価委員会」による評価を受け、課題への改善策をホームページで公表している。

以上のことから、内部質保証システムのための方針を適切に設定し、これに基づき内部質保証システムを機能させているといえる。

②短期大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

学校教育法施行規則に基づき、教育研究活動等の状況を「教育情報の公表」としてホームページにて公表している。自己点検・評価に関する情報については、認証評価のための『自己点検・評価報告書』『認証評価結果』、中期計画や年度計画の達成状況ととりまとめた『業務実績報告書』『業務実績報告書に関する評価結果』『改善策』をホームページにて公表している。教職課程についても、教育職員免許法施行規則に基づき公表し、財務、その他の諸活動についても同様に公表している。

学生の学習成果・教育成果に関する情報として「学位の取得状況」「学生の成長実感・満足度」等、学習成果・教育成果を保証する条件に関する情報として「入学者選抜の状

況」「授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）」等を公表している。

また、学長は定例記者会見を毎月1回実施し、教育研究、社会貢献等に関する情報をさまざまなメディアを通じて情報発信している。

以上のことから、短期大学部の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

内部質保証のための自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」が随時検証し、改善・向上を行うとしている。

内部質保証システムの有効性・適切性については、認証評価機関による認証評価の受審や外部の「法人評価委員会」による中期・年度計画の評価を定期的実施している。2018年度に受審した短期大学認証評価においては、内部質保証に関して、「各委員会の役割や位置づけが外部から見えにくい」旨の評価を受け、「島根県立大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」を基に、透明性を意識し改善に取り組み、現内部質保証体制の構築を行った。

また、短期大学部の規模や特性を踏まえた内部質保証システムの有効性を検討し、2022年度からは「自己点検・評価実施委員会」が主体となり、各専門委員会が所掌する業務の点検及び改善・向上を目的としたヒアリングを実施している。ヒアリングには、副学長、短期大学部長、教務学生生活部長、各学科長に加え、人間文化学部の学部長、教務部長、学生生活部長、各学科長及び事務部長、事務局の関係課室長等が同席している。ヒアリングは、各専門委員長による当該委員会における活動状況、前年度からの課題と取り組み状況、改善状況等の説明に対し、上記メンバーが質問・確認・意見を行い、専門委員長又は担当職員が回答するという形式で行っている。

改善・向上に向けた取り組みは、「法人評価委員会」等による外部評価の結果を踏まえて行っているものと判断できるが、短期大学認証評価受審後5年以内に内部質保証のための自己点検・評価を行うこととしているため、今後、内部質保証システムを運用しつつ「自己点検・評価委員会」が随時その機能を検証し、改善・向上につなげていくことが期待される。

以上のことから、内部質保証システムの有効性及び適切性について、定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

3 教育研究組織

【評定：A】（当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況）

①短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、附置研究所、センターその他の組

島根県立大学短期大学部

織の設置状況が適切であること。

短期大学部は、2018年に県立大学法人が同一キャンパス内に4年制大学の保育教育学科、地域文化学科からなる「人間文化学部」を設置したことにより、分野や資格免許が一部重なる結果となったが、地域で果たしてきた役割を検証し、高等教育機関を取り巻く社会情勢や地域及び時代の要請に的確に応えるため、定員縮小のうえ存置している。

「文化情報学科」は2023年に「総合文化学科」から名称を変更しているが、地域人材の育成という目的を継承しつつ、情報や地域文化に関する科目を新設して学びの充実を図るとともに、図書館司書養成課程を新設している。

また、附属機関として「しまね地域共生センター」を設置している。同センターでは、「地域連携推進委員会」が地域志向教育研究部門を、「国際交流委員会」が多文化共生教育部門を、「キャリア委員会」がキャリア支援教育部門を担い、地域に貢献する人材の養成と地域連携活動をサポートする体制を整えている。

保育学科には、幼稚園教諭二種免許状を取得するための教職課程を設置している。教職課程に関する4年制大学を含めた全学的調整は教職連絡会議が行っており、教職課程の効果的な実施を担っている。さらに、「教職委員会」において、教職課程の履修支援、保育実習・教育実習の支援、教職へのキャリア支援等を行っている。

以上のことから、理念・目的に照らして教育研究組織を適切に配置しているといえる。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

学科・その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項については、定款の定めにより理事会、経営委員会の議を経ることとしており、状況に応じて適時適所にて教育研究組織のあり方について審議している。また、「法人評価委員会」では、中期計画及び年度計画に関する『業務実績報告書』の審査及び評価を行っている。このような枠組みのもと、社会的要請を踏まえ、重要な教育研究組織の設置や廃止を行う際、設立団体との協議のもと、「教育研究評議会」の意見聴取を踏まえ、理事会、経営委員会の議を経て中期計画に盛り込むことにより、その実現を図っている。

2021年には「島根県立大学短期大学部あり方検討委員会」を設置し、同委員会の提言及び学外委員の意見を踏まえ、「総合文化学科」から「文化情報学科」へ名称変更とカリキュラムの改定を行った。その際には、中期計画及び年度計画において学科のあり方や定員規模を策定し、「自己点検・評価実施委員会」にて計画に対して自己点検・評価を行い、学内及び法人組織の議を経て『業務実績報告書』を提出し、「法人評価委員会」の評価を受けた。学科のあり方や将来構想を策定するとともに、自己点検・評価結果を踏まえて、県内のIT人材不足に対応するために情報科目を充実させたカリ

キュラムを編成したほか、図書館司書養成課程を新設している。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的ではなくとも適時点検・評価を行い、現状や成果が上がっている取り組み及び課題を把握し、改善・向上に取り組んでいるといえる。

4 教育・学習

【評定：A】(当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況)

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

短期大学部の目的及び各学科の教育研究上の目的を学則で定め、その目的に基づき全学的な学位授与方針を定めている。また、各学科において、上記の目的を達成するために学生が修得すべき「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」を明示した学位授与方針を定めている。さらに、学位授与方針に基づき教育課程の編成・実施方針を策定している。これらの学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針はホームページで公表するとともに、学生には、毎年度初めのガイダンスで改めて周知している。くわえて、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学科で「学びの概念図」を作成し、ホームページ及び大学案内で公表している。

以上のことから、各学科の教育課程の編成・実施方針は学位授与方針を踏まえており、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法等を示しているといえる。

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

教育課程については、教育課程の編成・実施方針に基づき、基礎（教養）教育と専門教育の有機的な連携を図って編成しており、学科ごとにそれぞれの資格・免許課程や専門性にふさわしい授業科目を開設している。

保育学科の教育課程は、「人間と世界の理解」「ライフデザイン」等の基礎科目と、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状取得に必要な専門科目、子どもの発達や保育課題に対する専門性を育成するための科目群から構成している。

文化情報学科では、基礎科目を土台として、「日本と世界の文化」「文化情報資源の活用」等の専門科目群を学び、「文化情報プロジェクト」の「文化情報ゼミナール（卒業研究）」において設定した問題に主体的に取り組み、成果を発信する力を養う教育課程となっている。また、司書資格取得に対応した科目も設けている。

両学科とも、基礎から応用へ段階的に学べるよう、授業科目の年次・学期配当を工夫している。さらに、地域や学外者と触れあう体験型学習の機会を積極的に採り入れている。これらは、「学びの概念図」及び「開講科目一覧」で明示し、学生が自らの学

びの過程を自覚できるようにしている。

以上のことから、学習成果の達成につながるよう各学科の教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

- ③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

保育学科では、大学での学びと保育現場での実践を往還しながら、理論と実践を結びつけることを目指している。実習での学びを中心に据え、その前後に配置する講義や演習が効果的に連携するよう、科目配置を工夫している。資格者養成に向けたカリキュラムの性質上、その多くが必修科目であることから、1年間に履修登録できる単位数の上限は設定していないが、授業内の予習・復習の指示や課題の提示を通じて、学生の自習を促し、単位の実質化を図っている。学生は、半期ごとに「履修カルテ」を記入し、自身の学びを振り返りながら学習を進める。「履修カルテ」は、「基本情報」と「自己評価」の2部構成で、教職関連科目の履修情報や教員として必要な資質能力の獲得状況を5項目にわたり記録するものであり、学生が自己の能力到達度を把握できる仕組みとなっている。

文化情報学科では、講義、演習、地域と密着したフィールドワークをバランスよく配置し、知識の習得に加えて具体的な成果物の制作を通じて実践力を養っている。学習時間を確保するため、半期に履修登録できる単位の上限を25単位と定めているほか、授業内の予習・復習の指示や課題の提示を通じて、学生の自習を促し、単位の実質化を図っている。演習やフィールドワークを通じて、学生は学位授与方針に掲げた能力の獲得状況を確認できるようになっている。

両学科ともゼミ担当教員を配置し、必要に応じて個別の履修指導や助言を行っている。また、卒業研究や卒業論文を学びの集大成とすることで、学生の意欲を高め、学習成果を確認できる仕組みとなっている。ICTを利用した遠隔授業を実施する際は、ネットワーク環境に配慮し、授業を録画して学生が繰り返し視聴できるようにするなどの工夫を行っている。

シラバスは、共通の書式で開講科目ごとに各授業科目担当者が作成し、ホームページ及び「統合学生情報システム」で公開している。授業計画は、各回の授業概要を具体的に記載し、成績の評価はパーセンテージを用いるなど、客観的な指標を明示している。また、シラバスの内容と実際の授業内容・方法の整合性については、「FD委員会」が集約する学生の授業評価アンケートを通じて点検・評価している。

以上のことから、課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態・方法をとっているといえる。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導・支援を十分に行っているといえる。

④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

成績評価及び単位認定の方法は、学生便覧に掲載して学生に周知している。評価は、学則及び「島根県立大学短期大学部履修規程」に定めた基準に従って、授業科目ごとに「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階で行い、「可」以上を合格としている。成績評価方法及び基準についてはシラバスへの記載を義務付けており、学生が履修登録前に評価項目や割合を確認できるようにしている。また、成績評価の厳格性及び公正・公平性を担保するため、「定期試験の実施及び成績評価にあたっての注意事項」を作成し、学期ごとに教授会で周知している。各学科では、入学時及び新年度のガイダンスや「基礎ゼミナール」において、成績評価方法及び基準を学生に周知し、授業の初回でも説明することで明確にしている。学生は、自身の成績評価に疑義がある場合は、「不服申立書」により確認を求めることができる。このことは「島根県立大学短期大学部授業運営細則」に定めており、履修ガイダンス等を通じて周知している。

卒業認定に関しては、2年以上在学し必要単位を修得した学生について、「教務委員会」の審議、教授会の議を経て、学長が認定を行っている。卒業を認定した学生には、保育学科は「短期大学士（保育学）」、文化情報学科は「短期大学士（文化情報学）」の学位を授与している。卒業判定及び学位授与の基準は、学則及び「島根県立大学短期大学部学位規程」に定めており、これらの規程に基づいて手続を行っている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

学習成果を把握・評価する指標として、「内部質保証のための方針」に基づき、各学科で学位授与方針に紐付けた主要授業科目における履修者の単位修得状況や授業評価アンケートの達成度・満足度を用いている。これを以て「教務委員会」が各授業及びカリキュラムの妥当性を検証している。また、学生自身が学位授与方針に定める「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」をどの程度養うことができたと認識しているかを、卒業時アンケートにより確認している。これらの結果は、カリキュラムや授業方法の改善等を検討する際の資料としている。さらに、学期ごとのGPAや進学・就職実績等のデータも学習成果の把握に活用している。通算GPAは、人間文化学部（同キャンパス）への編入学における推薦基準としても用いている。なお、学習成果の測定のため2024年度に「主要授業科目ディプロマ・ポリシー対応表」を作成したが、測定結果の活用には至っておらず、今後の展開に期待したい。

上記に加え、保育学科では、学生が半期ごとに自身の学びを記録する「履修カルテ」も用いており、教員がその内容を確認することで学習状況を把握し、学生支援にあっている。2年間の「履修カルテ」の記入と確認は、学位授与方針に掲げる「思考力・判断力・表現力」の育成にもつながっている。また、学生自身が学習成果を確認する機会として、1年次の「保育内容演習」や卒業研究発表会を設けている。文化情報学

科においても、「文化情報ゼミナール」における卒業論文の発表会を実施しているほか、学生の語学力や情報処理技能の成果を把握する機会として、各種検定の受検を奨励している。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握・評価に向けて、適切に取り組んでいるといえる。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「内部質保証のための方針」に基づき、教育の自己点検・評価を実施している。教育の自己点検・評価（3つのポリシー、教育課程・方法の適切性）は、各学科と「教務委員会」が中心となり毎年度実施し、課題の把握と改善方策の検討を通じて、自律的な改善に取り組んでいる。自己点検・評価においては、学位授与方針に基づく学習目標を踏まえ、主要授業科目の単位修得状況・授業評価アンケート・卒業時アンケート・資格取得率・「履修カルテ」等も利用している。これらを基に、「自己点検・評価シート」を用いて、学科ごとに点検・評価を実施している。

「自己点検・評価実施委員会」は、学科からの報告を受け、改善・向上に向けた取り組みを円滑に実施できるよう指示や支援を行っている。また、その内容は「自己点検・評価委員会」においても審議し、全学的な質保証体制のもとで検証を行っている。さらに、中期計画及び年度計画における教育に関する項目についても自己点検・評価を実施しており、その結果は学内及び法人組織の議を経て『業務実績報告書』として設立団体へ提出し、「法人評価委員会」による外部評価を受けている。

自己点検・評価によって明らかとなった課題は、学科及び「教務委員会」を中心に改善に取り組んでいる。2024年度には、教育課程・カリキュラムの見直し、規程整備、授業評価アンケートの項目追加等に関する改善を行った。また、保育学科では、成績評価を行うためのGPC（Grade Point Class Average）の目標値設定の必要性について意見が出たため、これを受けて文化情報学科も含めて、成績評価の目標値について検討を進めている。

以上のことから、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

5 学生の受け入れ

【評定：A】（当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況）

①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整

備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、全学的なものに加え、学科ごとに学力の3要素で定めており、入試区分ごとの選抜方法等とともに公表している。

入試区分は、大学入学共通テストを利用する一般選抜と、学校推薦型選抜と総合型選抜からなる特別選抜を設定している。入試区分ごとの選抜方法と上記3要素を関連付けて評価する力を示しており、学生の受け入れ方針に基づき各試験の特性を生かした選抜を行い、その判定方法を志願者等に理解しやすく示している。

入学試験の実施に際しては、「アドミッション委員会」が中心となって入試本部を運営しており、問題の作成及び採点にはさまざまな立場から多角的にチェックができる体制をとっている。また、採点から合否判定までの過程では受験者の識別は受験番号のみで行い、学科の合否判定は受験番号を伏せた入試判定資料で行っており、公正な選抜を確保している。入試日程ごとに入試業務をフローチャートで示し、試験実施後には「アドミッション委員会」と各学科が連携して検証を行い、適正な実施体制を確立している。なお、本人からの請求に基づき、入試結果の本人への開示を行っている。

受験上又は修学上配慮を求める入学志願者に対しては事前相談の期間を設け、「島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程」に則って協議する体制を整え、必要な支援を行っている。また、社会人や帰国生徒等の多様な学生の受け入れを明示しており、県外高等学校へも訪問を行い、見学なども随時受け入れている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公平・公正に実施しているといえる。

②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

入学定員及び収容定員については学則で定めており、入学定員は80名、収容定員は160名である。過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率は、短期大学部全体でも、学科別でも全ての年度において適切である。

また、退学者数については、ほとんどおらず低い水準にある。

以上のことから、適切な定員の設定によって学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているといえる。

③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

募集方法については、オープンキャンパス参加者を対象としたアンケート調査や高等学校訪問時の聞き取り調査、大学入試志願動向調査などをもとに、年度当初に「アドミッション委員会」で点検・検討している。

各入試区分の募集人員についても同委員会が定期的に現状の点検・評価を行っている。両学科とも一般選抜で大幅に志願者が減少した原因は、受験生の年内入試志向の高まりにあると考え、2022年度入学試験より各入試区分の募集人員を変更し改善を図った。その際には、入試制度改革についてのワーキンググループを立ち上げ、検討を行っている。その後、保育学科の学校推薦型選抜及び総合型選抜では2023年度入学試験にかけて志願者数が増加した一方、2024年度入学試験ではいずれも減少しているため、「アドミッション委員会」にてこの結果を踏まえた点検・評価を進めている。文化情報学科については、名称変更や情報・地域文化に関する科目の新設により、学校推薦型選抜、総合型選抜ともに志願者が増加している。県内入学率については、例年高い水準を維持している。

また、「アドミッション委員会」は、中期目標に基づく中期計画及び年度計画における入学者の受け入れについても点検・評価を行い、学内及び法人組織の議を経て『業務実績報告書』を提出し、「法人評価委員会」の評価を受けている。くわえて、「自己点検・評価実施委員会」による専門委員会へのヒアリングで、「アドミッション委員会」による業務の点検等について報告をしている。そうした結果、2024年度入学試験の際には、共通フォーマットの作成などの改善を行った。

以上のことから、学生の受け入れに係る状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

6 教員・教員組織

【評定：A】（当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や短期大学として目指す研究上の成果につなげていること。

求める教員像の基本的な考え方や、短期大学部及び各学科の教員組織の編制に関する考え方を示しており、短期大学部の目的や教育研究上の目的に適している。ただし、明文化しているものではないため、明示し教員に周知することが望ましい。教員組織は、短期大学設置基準及び教職課程・保育士養成課程の関係法令に基づき適切な教員数を確保しつつ、各学科における専門性や教育課程に合致する編制としている。短期大学部全体としては、教授、准教授、講師、助教の役職構成においても、年齢・性別のバランスを考慮した教員組織を実現している一方、各学科においては偏りが見られるため、今後の採用にて適正化が望まれる。また、役職者に占める女性教員の比率については、数値目標を掲げ、2023年度はこれを達成、2024年度は下回ってはいるが、適正化に努めているといえる。

同一キャンパス内に併設している4年制の人間文化学部とは、相互に兼任教員とし

て教育を行っており、教員の資質向上にも資する取り組みである。

教員と職員の協働・連携については、短期大学部の目的や教育研究上の目的達成のため、教員は各役職あるいは各委員会の委員に就き、職員と協力して大学運営に参画している。

各専門委員会においては、委員である教員と委員会事務局として参加する職員が、協議・協力して意思決定を行い、それぞれ役割分担しながら、活動・対応している。また、毎月開催する教授会（キャンパス会議）においても、事務部職員が出席し連携している。

以上により、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や短期大学部として目指す研究上の成果につなげているといえる。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

教員の募集、採用、昇任に関する手続については、「公立大学法人島根県立大学教員選考規程」に基づき実施している。教員の採用にあたっての募集は、公募又は学長推薦により行い、審査は教員採用基準に基づき行っている。

公募による採用では、学長からの発議を受けて「教育研究評議会」に設置した「人事委員会」と教授会が関わって審査し学長が決定する。学長推薦による採用では、「人事委員会」は、学長が推薦した候補者の採用の可否を審査し、学長が決定する。学長推薦にあたっては、その過程の透明性を意識しており、今後も公正な採用のための配慮が引き続き望まれる。

昇任に関しては、学長が発議し、「教育研究評議会」に設置した「人事委員会」が教員昇任基準に基づいて審査を行い、学長が決定する。採用・昇任においては、教育研究上の実績及び教員組織の年齢構成や性別のバランス等、多様性の確保にも配慮している。ただし、教員昇任基準は、教員の求めに応じて伝達しているが、あらかじめ周知していないため、教員が把握しやすい配慮が求められる。

以上のことから、教員の募集・採用・昇任等を適切に行うよう努めているといえる。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

「FD委員会」において、同キャンパスに併設している人間文化学部とともに組織的かつ多面的にファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動に取り組んでいる。例えば、「島根大学教育学部FD戦略センター」との意見交換を行うなど学外の取り組みも参考にし、FD研修会、授業評価アンケート、教員の授業公開に取り組んでいる。FD研修会は、2024年度から原則毎月1回、教授会終了後に実施しており、うち8回は、副学長や松江キャンパスの教員を講師とし、2回は外部講師を

招くなど、学内の実質的な研修とより専門性の高い内容を取り入れている。また、教員同士の授業見学の振り返りも実施しているほか、他キャンパスのFD研修も参加可能とするなど、組織的な取り組みを行っている。

さらに、3キャンパス合同での「KENDAI縁結びフォーラム」や島根県内の大学と高等専門学校、地元企業が会する「しまね大交流会」を行い、教員同士や学生・企業との交流を通じて、教員の研究活動を促進している。併設の人間文化学部と合同の『松江キャンパス研究紀要』及び地域に特化した『地域研究と教育』の発刊・公表を行っている。

教員個人評価は、「公立大学法人島根県立大学教員個人評価実施要領」に基づき、実施しており、2021年度より短期大学部長等との面談を行い、自己評価及び評価者評価を各教員にフィードバックすることを通じて、教育の質の向上並びに教員の意識及び意欲の向上を図っている。

スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）については、4年制の学部2年次生以上が行っており、「スチューデントアシスタント（SA）の運用」に基づき研修を実施することとしている。SAに教育補助業務を行わせる場合、具体的な職務及び行わせてはならない職務等を要綱で明確にしたうえで実施している。SAを配置できる授業や登用できる学生の条件等についても「教務委員会」が別に定めた規程により、適切に運用している。

以上のことから、教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげるよう努めている。

④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教員組織に関わる事項は、毎年度行われる「教育研究評議会」における教員の募集、採用、昇任に関する審議のなかで、教員配置が適正であるかどうかを点検・評価している。3キャンパス全体では、2018年に「人事基本問題委員会」を設置し、より全学的な観点から、教員配置の適切性等に関する点検・評価、並びに改善・向上することが可能となった。また、中期目標に基づく中期計画及び年度計画に照らし「FD委員会」がFD活動の点検・評価を行い、学内及び法人組織の議を経て、「法人評価委員会」の評価を受けている。

改善の具体例として、2024年度には、学習成果の測定や授業改善の充実を図るため、授業評価アンケートの質問項目を追加した。授業評価アンケートの回収率は高い水準にあり、更なる回収率向上のために実施の徹底を図っている。また、教員による授業公開（見学）、FD研修会についても改善を行っている。

以上のことから、教員組織に係る事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

7 学生支援

【評定：S】(当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況)

①学生支援に関する短期大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

中期目標において「学生が安全に安心して充実した学生生活を送るため、心身の健康管理や相談対応など、学生支援体制を充実し、きめ細やかな支援を行う。」と定め、これを方針として各専門委員会と関係教職員の連携体制を整え、複数の相談窓口を設けている。教授会・学科会議等において、教員間で学生の様子の情報共有を密に行っており、また、以前から好評である保護者面談会を継続して、学習や就職面で相互理解を図り、組織的な学生支援体制を整えていることは高く評価できる(長所1参照)。これらは、入学時やホームページ等、さまざまな方法にて学生に周知している。

学習支援として、ゼミ担当教員制度を導入し、履修・編入対策や指導のほか、個別生活面談など、身近で相談しやすい体制を整えている。そのほか、全教員のオフィスアワーを公開し、学習困難な学生へのフォローや編入学に関する相談などを行っており、退学者数はほとんどおらず、支援体制が機能しているといえる。

経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金のほかに、独自の「しまねの未来を担う人財奨学金」を導入し、経済的困難者への支援の実効性が確認できる。

生活支援については、バリアフリー化やICT通信環境の整備など、ハード面の強化を行うほか、近年増加傾向である障がい学生支援の基本方針を定めるなど、多様な学生を受け入れるための体制の整備を行っている。心身健康面では、障がい学生支援コーディネーターを配置し、障がい学生支援業務を担ってきたが、「自己点検・評価実施委員会」の助言により、2024年度からは各学科に障がい学生支援委員も配置し、履修登録支援、別室受験、個別カウンセリングなどの合理的配慮を実施している。また、年2回の精神健康調査や支援ガイドラインの策定、配慮が必要な学生の各委員会での情報共有などを行い、支援体制を強化している。そのほか、学科別交流会や飛鳥祭等の開催、2022年度からは3キャンパス学生による組織(USS)を結成し、新たな学生間の交流の機会を提供している。

キャリア支援については、「キャリア委員会」を組織し、「学務課キャリア支援室」、魅力化推進本部の「キャリア戦略推進室」とも連携体制を構築している。1年後期からキャリア教育を導入し、「キャリア・プランニング」を正課科目として設け、企業研究、マナー講座、地元企業見学等を通じて地域貢献人材の育成を図っている。授業評価アンケートの目標達成度でも達成・満足の回答が多く、近年の就職内定率も高水準となっており、一連の支援が好結果につながっているといえる。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づいた支援体制を整えており、適切に実施しているといえる。

- ②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

中期目標の学生支援に関する基本方針に従い、学生の安全安心の確保、心身の健康状態、就職キャリア支援、各種奨学金支援制度の実施、クラブ活動等の正課外活動支援について、毎年、各学科・委員会にて、年度計画実績報告書を作成している。その内容は、「自己点検・評価委員会」等の各委員会、理事会の議を経て「法人評価委員会」の評価を受けている。「法人評価委員会」での評価については、ホームページ上に公開し、社会に対する説明責任を果たすとともに、次年度の改善計画を作成し、さらなる学生支援の充実及び向上につなげている。「学生生活委員会」「保健管理委員会」「障がい学生支援委員会」「教務委員会」「キャリア委員会」は、それぞれの委員会で所掌する業務について、自己点検・評価を毎年実施している。また、その結果をもとに、各委員会における取り組み状況、改善点及び成果、検討課題を中心に「自己点検・評価実施委員会」へ報告し、課題の洗い出しや情報共有を行っている。こうした一連の点検・評価により、各専門委員会による支援内容についての現状把握や成果の有無、今後の課題等を明確にしている。

自己点検・評価の結果をもとに、各委員会で改善策をまとめ、次年度の改善計画の作成に生かしている。特に学生の声やニーズを反映するため、「学生生活委員会」が実施する生活実態調査に寄せられた意見や要望に対し、各部門で回答を作成して学生にフィードバックを図るなど、改善・向上につなげている。

そのほかの取り組み実績として、学生生活環境の向上策について、各キャンパス学友会と浜田キャンパス教養ラボとの連携により、U S Sの結成や新たなイベントの企画を行っている。また、「自己点検・評価実施委員会」の助言を受けて、「障がい学生支援委員会」では、支援対象学生への支援強化のため、学科委員を増員するなど、学生支援の改善につながっている。

以上により、学生支援に係る状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

8 教育研究等環境

【評定：A】(当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

「第3期中期計画」において、教育研究等環境整備の一環として「学習や研究に必要な施設・設備の整備」を行うこととし、自習スペースの確保やI C T機器整備、老朽化施設の修繕等、環境整備を進めている。例えば、平日、休日に利用可能な自習スペースを設けることや、教室やパソコン演習室、実習室等を授業時間以外に開放する

ことで、学生が自主的に学習できる環境を提供している。また、学生ラウンジとして、1～3号館に1部屋ずつ、大学会館には「オロリンひろば」を設けている。「オロリンひろば」は、長机や4人掛けテーブル等を設置し、学生が集い交流することができるだけでなく、サークルやボランティア情報・アルバイトの求人情報や教職に関する情報を貼りだすなど、学生が情報にアクセスしやすい工夫をしており、高く評価できる（長所2参照）。学生の要望もあり、「オロリンひろば」の窓側の机にはパーティションを設け、自主学習の場としても利用できるよう整備している。また、サークル棟の新築や昇降機、自動ドア、車いす対応トイレの整備など、施設のバリアフリー対応も進めている。

I C T環境として、学内無線LANを整備し、メール、クラウドストレージ、ファイル共有サービスや、その他学生情報、図書館システムを全学生・教職員が使えるよう整備している。また技術的な支援については専任職員を配置し、支援を行っている。学生はノートパソコンを必携としているが、経済的理由や故障対応として貸与パソコンも準備している。情報管理や個人情報保護の規程や情報セキュリティポリシーの適正運用や情報の積極的公開についても取り組んでおり、「全学情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティ対策基本計画の策定や理解度クイズなども実施している。

以上のことから、方針に基づいて、学生及び教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備しているといえる。

②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

併設大学の人間文化学部設置に伴い 2019 年に図書館を新設し、収容能力が増加しているほか、図書システムを利用して図書や雑誌登録を行っており、学外からの貸出予約、学内他キャンパスを含めた蔵書検索も可能となっている。また、利用者教育として、2024 年度は1年次生や新任教員を対象に、図書館ガイダンスを実施している。さらに、図書館内にラーニングコモンズを設置し、授業やグループワークでも多く利用されている。くわえて、レファレンス対応窓口では、論文・レポートを作成するうえで学生が必要な資料や文献を学生との対話で引き出していくサポート等を行っており、学生の学習支援体制を整えている点は高く評価できる（長所2参照）。

学術情報へのアクセス対応としては、各種データベースの契約や図書館間相互貸借システムを利用し、文献複写及び相互貸借の相互協力を行っている。そのほか、学術情報（研究成果）の発信として、島根県立大学学術機関リポジトリにおいて、紀要等を電子的に収集・蓄積・保存し、インターネットで公開している。その他の取り組み例として、寄贈された山陰歌人資料について、耐久性の問題から閲覧が困難であったが、一部データ化してホームページで公開している。

図書館職員として、専任職員(司書資格有)、嘱託職員(司書資格を有する者を含む)、学生アルバイトを配置し、開館時間中には、司書資格を持つ者がカウンター業務にあたるよう、適切に配置している。また、図書館職員の専門的スキル向上のため、特にDX推進に向けた外部研修や説明会、研究会等へ積極的に参加している。

以上のことから、図書館及び学術情報に係るサービスを提供するための体制を適切に整備し、適切に機能しているといえる。

③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

研究に対する基本的な考え方は、「大学憲章」及び中期計画に定めており、法人財源による研究費等を措置することで、若手研究者や科学研究費補助金獲得、地域課題研究などに向けた支援を行い、研究活動の活性化を図っている。各教員に配分する基礎的な教育研究費の他に、学長裁量経費(公募による競争的研究費)として、学長戦略枠、若手支援枠、科学研究費補助金採択者分研究助成金、専門学術図書出版等助成、地域貢献推進奨励金を導入し、教員の研究支援、科学研究費補助金等の外部研究資金の採択支援を行っている。また、教員が柔軟かつ主体的に研究時間が確保できるよう裁量労働制を適用し、人的支援策としてSAを配置するほか、サバティカル研修制度を設けている。科学研究費補助金については、説明会の実施や外部添削サービスの受講を支援することにより、新規獲得を推進している。

研究倫理については、「公正な研究活動の推進及び公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」「島根県立大学短期大学部における研究活動行動規範」「島根県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進及び公的研究費等の取扱いに関する規程」等で定めている。コンプライアンス研修や日本学術振興会によるeラーニングは全教員が受講しており、教職員に日本学術振興会が発行する受講証明書の提出、外部講師によるコンプライアンス研修受講と理解度確認テストの実施、誓約書の提出を義務付けている。

研究倫理審査は、「島根県立大学短期大学部倫理委員会」が、「島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究倫理審査規程」「倫理委員会運営要領」等に示す運用・手続に基づき行っている。学生に対しても、指導教員が卒業研究等の際に倫理教育も含めた指導を行っている。

以上のことから、研究活動における不正防止に関する規程や制度等を整備しており、健全な研究活動のために必要な措置を講じているといえる。

④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「第3期中期計画」における教育研究等施設・設備の整備、ICT等情報環境、研究

活動の促進支援について、毎年度、年度計画や『業務実績報告書』の作成を通じ、「自己点検・評価委員会」「教育研究評議会」、理事会及び経営委員会の議を経て「法人評価委員会」の評価を受けており、現状や課題を把握している。『業務実績報告書』については、「法人評価委員会」からの評価を受け、改善策も併せてホームページで公開し、社会に対する説明責任を果たすとともに、次年度計画（改善）につなげている。具体的には、2024年度には、図書館ホームページにおいて図書館の企画、学生図書委員の活動、教職員による選書などに関する情報の充実を図っている。また、新たにレファレンス対応窓口を毎週水曜に開設し、学生の論文及びレポートの作成支援を行うなど、サービスの向上につながる取り組みを行っている。くわえて、図書館棟整備に伴い館内スペースの余裕ができ、「学生図書委員会」によるビブリオバトルや図書館祭、近隣高等学校の図書委員との交流を行っている。これらのことは、「自己点検・評価実施委員会」が実施するヒアリングの際に、「図書委員会」の所掌業務として報告し、情報共有を図っている。

情報関係については、「公立大学法人島根県立大学情報システム運用基本規程」に基づいて開催する「情報セキュリティ委員会」において、情報セキュリティに関連する規程（情報セキュリティポリシー、手順及びガイドライン）に基づき、情報セキュリティ対策が適切に実施できているかについて内部監査（自己チェック）を毎年実施している。情報セキュリティ監査での指摘事項・改善提言については、対応状況を「情報セキュリティ委員会」に報告している。

以上のことから、教育研究等環境について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

9 社会連携・社会貢献

【評定：S】（当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

大学憲章において、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」を実現することを方針として掲げ、社会連携・社会貢献を重視する考えを明示している。また、「第4期中期計画」でも第3期から引き続き、「地域貢献・教育重視型大学」を目指すべき姿と位置づけ、「地域が抱える諸課題に対応する研究及び教育を重視する大学」を大学改革に関する重要項目を達成するためにとるべき措置としている。地域で活躍する若者の育成と県内定着を目的とし、地元企業との交流イベントの開催や就職支援の強化にも取り組んでおり、県内就職率に関しては、例年高い水準を維持している。

社会貢献の推進については、地域貢献推進奨励金事業や「島根を創る人づくり」事

業（2022～2024年度）により、学生の地域貢献活動を支援している。地域に密着した教育の具体例として、保育学科では「キッズコンサート」「キッズシアター」等のイベントを学生主体で企画し、地域の乳幼児と保護者を招いている。また、「おはなしレストランライブラリー（絵本図書館）」では、学生による読み聞かせや「おはなしレストラン寄席」など、新たな取り組みもみられる。文化情報学科では、山陰の小さな文化を紹介する小冊子『ひだまりのおと』を作成している。

さらに、生涯学習の拠点として1993年から実施している公開講座「椿の道アカデミー」では、資格取得を目指せる講座や高校生を対象とした講座、一般の方を対象とした語学講座を無料で開講しており、幅広い世代に向けたさまざまな企画を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響で2019～2022年度は中止やオンデマンドでの実施を余儀なくされたが、2024年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大前と同様の講座数を開講し、公開講座の活動状況はホームページにて公開している。

また、毎年発行している『地域研究と教育』では、教育機関との連携や授業・地域貢献活動の実績を一覧化し、地域に特化した研究や特色のある教育活動を紹介することで、地域への情報発信を積極的に行っており、高く評価できる（長所3参照）。地域貢献の活動には、(公益財団法人)日本サッカー協会と連携して年少～小3の女子を対象に活動している「JFAなでしこひろば」や、地元メディアと連携・協働し実施する「ミライキッズさんいん体力測定」、地域の企業や自治体・団体が抱える課題を調査しICTを活用し解決策を検討・実証する取り組みなどがある。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域貢献に関する取り組みを積極的に実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元していると高く評価できる。

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

社会連携・社会貢献の適切性については、中期計画及び年度計画における「地域貢献」の事項の点検・評価を法人本部（企画調整課）が行い、『業務実績報告書』を設立団体へ提出し、「法人評価委員会」の評価を受けている。2024年度の評価結果においては、松江キャンパスの特性を生かした地域連携活動として、「JFAなでしこひろば」「ミライキッズさんいん体力測定」などを挙げている。また、「自己点検・評価実施委員会」が主体となって実施する専門委員会の取り組みに関するヒアリングの際に、地域貢献に係る取り組みの状況、改善点及び成果、検討課題を中心に業務の点検等を行い、報告をしている。

「自己点検・評価実施委員会」によるヒアリングの結果に基づく改善・向上としては、2024年度の公開講座（椿の道アカデミー）の企画にあたり、「一般教養講座」「教員講習講座」「高校生講座」「おやこ講座」「フィールドワーク・文化体験講座」「資格

取得対策講座」という区分を作ることで、履修希望者にとっても分かりやすく、また多様な世代に向けた講座が開講できるようになった。なお、「教員講習講座」は、以前行っていた教員免許状更新講習の代わりとして、現職教員に学びの機会を提供することを目的に実施している。

以上のことから、社会連携・社会貢献の取り組みを点検・評価し、一定の改善につなげているといえる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

【評定：A】(当該短期大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。くわえて、短期大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

「地域とともに・学生とともに」を大学運営方針のスローガンに掲げ、地域に貢献する人材育成と教育研究の充実を推進しており、それを支える組織運営体制を整備している。2021年度には、学長を本部長とする「魅力化推進室」を設置し、ガバナンス改革を推進する組織として機能しており、学長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定が可能な体制を構築している点は評価できる。

大学運営の役職・職務権限は、学則・規程により明文化している。学長、学長代行、副学長、事務局長等、明確な役割分担のもと、日常的な意思決定を合理的かつ効率的に行っている。また、教授会及びそのもとに設置している各専門委員会が、教職協働のもとで教育・学生支援・地域連携に関わる重要な方針を協議・決定している。

さらに、監事による監査報告書については、ホームページ等により学内外に公開しており、大学運営の透明性と社会的説明責任を果たす姿勢が確認できる。

以上により、各役職及び職務権限を明確にし、必要な組織を設置しており、法人運営について適切に行っているといえる。

- ②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

財務、会計については、「公立大学島根県立大学予算規程」の定めによることとし、法人の予算は、年度計画に基づき編成している。具体的には、理事長が当該年度の教育研究及び経営方針を踏まえて予算編成方針を作成し、それを理事会及び経営委員会で審議・決定する体制が確立している。方針は全学に提示し、重点的取り組みや新規事業の方向性を共有しており、透明性と組織的な合意形成に配慮した運用をしている。そして、予算案は、予算責任者（事務部長）より、各予算部局や必要に応じて教授会

と協議・調整を行って作成し、最終的な予算は財政状況や現場の意見やニーズを反映した計画的な配分となっている。一方で、2021年度に組織の大幅な見直しを行ったが、一部の規則の改定が追い付いていないため、実態に合わせて速やかに対応することが望まれる。

安定した財務運営を行うため、収入予算は手堅くかつ慎重に見積もられ、支出も収入の範囲内で計画するほか、一部は内部留保としている。また、年度途中の補正予算により、緊急時にも柔軟な対応が可能となっており、リスク管理の観点からも妥当性がある。

予算執行については、経費削減や業務効率化の観点から、会計システムの更新や一般競争入札制度の導入、契約事務規程による事務の簡略化を進めているほか、一定金額を超える大型契約については、ホームページを通じて情報公開を行っており、財務運営の透明性と健全性を確保している。また、過去に設立団体による財政的援助団体等監査において、予算執行の一部に関して改善の指導を受けたが、現在はその指摘を踏まえて予算管理体制の見直しを図り、適正に執行している。

以上により、予算編成、予算執行等について、概ね適切に行っているといえる。

③法人及び短期大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

大学運営に必要な体制整備として、法人、教学、事務の各組織が機能的に構成している。

法人組織に理事会と経営委員会を設置し、前者は理事長を中心に法人の管理運営の重要事項を決議、後者は理事及び学外有識者4名で構成し、法人経営に関する事項を審議している。

教学組織は、「教育研究評議会」と教授会からなり、前者は学長を中心とする幹部教員で構成し、教育研究の基本方針や重要事項を審議、後者は全教員で構成し、教育課程や学生支援を調査・審議している。

事務組織は、大学の事務組織と共通の本部組織を設置しており、管理課・学務課を通じ教育活動支援や法人業務を担っている。教員との協働・連携を強化しており、教授会等各専門委員会への参画、「しまね地域国際研究センター」の共同プロジェクトの実施、新規採用者の教職員研修など、実効性のある取り組みを進めている。

人事面では、法人職員は公募による選考試験を実施、昇任は能力判定を主とする人事制度の導入や規程を定めるほか、事務局長による春・秋2回の人事面談により、各部署の業務が効率的かつ効果的に遂行できるよう人員配置を行っている。スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）研修については、中期計画に基づき、3キャンパス間で意見交換・企画立案を行い、財務研修、外部研修等を実施、職員の資質能力の向上に努めるほか、大学運営に必要なコンプライアンス研修や緊急性の高い

学生への対処方法、キャンパスの実例や動向を踏まえた実用的な研修や外部講師による専門性の高い研修を行い、組織的なSD活動を実施している。SD研修に関しては、短期大学部の実態や職員のニーズなども踏まえた継続的な研修強化が望まれる。

以上のことから、法人及び短期大学部の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置しており、その組織が適切に機能しているといえる。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

予算執行や執行内容に関しては、監事による監査、教職員による内部監査、会計監査法人による会計監査、設立団体による財援監査を実施し、業務の執行及び財務会計の妥当性・適切性を検証・評価して、大学運営の健全性・透明性を確保している。上記監査以外では、中期計画に基づいて自己点検・評価及び外部評価を実施し、評価結果を大学運営に適切にフィードバックしているほか、年度当初に年度計画を策定、年度末には業務の成果や課題を整理して『業務実績報告書』を作成している。これらは「自己点検・評価実施委員会」等で確認後、理事会、経営委員会、「教育研究評議会」の議を経て、設立団体（島根県）へ提出している。最終的に「法人評価委員会」で当該年度の業務実績を審査し、大学運営全般の点検・評価が行われ、課題と指摘があった事項については、改善策を策定したうえ、ホームページに公表しており、社会的責任を果たしているといえる。

改善・向上の取り組みでは、2021年度に学長を本部長とする「魅力化推進本部」を設置したことが挙げられ、入試改革や高・大の接続、キャリア戦略等の重要施策推進のほか、人事配置の見直し、教職員の研修強化やデジタルツールの導入など業務の効率化に努めている。施設整備の面では、建設から36年経過し老朽化しており、近年の物価高騰のなか、計画的な予算確保を課題として挙げている。改善・発展の方策として、法人全体の老朽化する建物等を把握して大規模修繕案件をとりまとめ、5年間の更新計画の策定を行い、設立団体への支援を要望するなど、財源確保の検討を進めている。

以上により、大学運営に関する点検・評価を定期的に行っており、改善・向上に向けた効果的な取り組みを行っているといえる。

(2) 財務

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

2019年度から2024年度までの「第3期中期計画」において、6年間の総額を示し

た予算、収支計画及び資金計画等を作成している。同計画においては、経営基盤を強化するための措置として、「適正な財務運営の推進」「自己財源の充実」「運営経費の抑制」等を掲げている。

中期目標期間中の運営費交付金予定額を定めているため、交付金予定額を基に中期的な財政シミュレーションを作成して各年度の予算編成につなげている。一方で、2023年度には物価高騰等の影響により財政シミュレーションを見直すなど、柔軟な対応をとっており、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

なお、公立大学法人島根県立大学は、大学と短期大学部を一体的に運営していることから、財務書類において部門ごとの運営経費などを明確に区分していない。当該短期大学部の教育・研究目的を遂行するうえでの財務面における独自の成果や課題を検討することが必要であるため、当該短期大学部のセグメント情報を明示することが望まれる。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

収入に関しては、設立団体から交付される運営費交付金及び特殊要因経費補助金が中期計画期間中の収入全体の概ね6割を占め、最も高くなっている。次いで、授業料及び入学検定料が収入全体の概ね3割程度を占め、この2項目で収入全体の9割となっている。一定のルールや学生数等により収入額を概ね定めており、基本的には収入を確保できる構造となっている。

外部資金の獲得については、中期計画において、教員の科学研究費補助金申請率に関する数値目標を掲げており、その達成に向けて、同補助金等の公募説明会を開催するなど施策を講じている。2022・2023年度の科学研究費補助金申請件数はいずれも3件であったが、2024年度は申請7件、獲得5件と過去実績と比べて大幅に増えた。今後も数値目標の達成に向けて申請件数の増加を図り、獲得件数・獲得額の増加につなげることを望まれる。

また、「大学憲章」に基づいて行う人材の養成に資する事業の充実を図るため、「島根県立大学未来ゆめ基金」について趣旨に賛同する法人等から寄付を受けているほか、県内就職を希望する学生を支援する「しまねの未来を担う人財奨学金」について県内企業からの寄付を受けており、外部資金の獲得については一定の成果が現れている。

これらの状況から、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているといえる。

なお、支出面では、物価高騰等の影響により増加傾向にある。収入が定まっている構造のなかで収支バランスを維持するために、今後も経費削減努力等により支出を抑制することが望まれる。

以上

島根県立大学短期大学部提出資料一覧

点検・評価報告書
大学基礎データ
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称	
1 理念・目的	公立大学法人島根県立大学定款	
	島根県立大学大学憲章	
	島根県立大学短期大学部学則	
	規程集（島根県立大学短期大学部学則）	
	島根県立大学短期大学部教育研究上の目的（保育学科）	
	島根県立大学短期大学部教育研究上の目的（文化情報学科）	
	大学案内（デジタルブック）	
	公立大学法人島根県立大学 第3期中期目標	
	公立大学法人島根県立大学 第3期中期計画	
	公立大学法人島根県立大学 令和6年度計画	
	公立大学法人島根県立大学 第4期中期計画	
	第3期（2019-2024年度）中期目標・中期計画・年度計画	
	2 内部質保証	島根県立大学短期大学部自己点検・評価委員会規程
		島根県立大学短期大学部 内部質保証のための方針
定款・計画・財務等 公開情報（中期目標・中期計画・年度計画 第1期～第3期）		
公立大学法人島根県立大学 法人役員（令和6年度）		
公立大学法人島根県立大学 経営委員会委員・監事（令和6年度）		
島根県公立大学法人評価委員会〔島根県HP〕		
教学マネジメントによる教育に関する自己点検・評価シート		
教職センター（教職年報）		
島根県立大学・島根県立大学短期大学部教職連絡会議運営規程		
令和6年度 教職課程の自己点検・評価報告書（保育学科）		
点検・評価（島根県立大学短期大学部に対する認証評価結果について）		
教育情報の公開（短期大学部）		
学長定例記者会見		
3 教育研究組織	公立大学法人島根県立大学組織図	
	島根県立大学短期大学部保育学科	
	教職センター	
	進路状況・進路データ	
4 教育・学習	修了要件に関する方針（本学のディプロマポリシー）	
	保育学科の学びの概念図	
	文化情報学科の学びの概念図	
	保育学科 主要授業科目ディプロマ・ポリシー対応表	
	文化情報学科 主要授業科目ディプロマ・ポリシー対応表	
	開講科目一覧（保育学科）	
	開講科目一覧（文化情報学科）	
	島根県立大学短期大学部教職課程履修規程	
	島根県立大学短期大学部における保育士に関する規程	
	令和6年度危機管理基本マニュアル	
	授業科目・授業計画（シラバス）	
	授業評価アンケート集計結果（学生の成長実感・満足度）	
	授業評価アンケート集計結果（FD委員会活動報告書）	
	2024年度学生便覧	
	島根県立大学短期大学部履修規程	

	定期試験の実施及び成績評価にあたっての注意事項
	島根県立大学短期大学部授業運営細則
	島根県立大学短期大学部学修・修得単位等の単位認定に関する規程
	島根県立大学短期大学部学位規程
	ディプロマ・ポリシーと主要授業科目〔学修目標の達成状況〕（保育学科）
	ディプロマ・ポリシーと主要授業科目〔学修目標の達成状況〕（文化情報学科）
	カリキュラムの妥当性評価のためのチェックシート
	令和6年度卒業時アンケート（保育学科）
	令和6年度卒業時アンケート（文化情報学科）
	学修成果・教育成果に関する情報
5 学生の受け入れ	令和7年度入学者選抜要項
	令和7年度学生募集要項（一般選抜）
	令和7年度学生募集要項（学校推薦型選抜）
	令和7年度学生募集要項（総合型選抜）
	島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程
	障がい等のある入学志願者の事前相談について
	令和7年度学生募集要項（社会人・帰国生・私費外国人留学生特別選抜）
	文化情報学科パンフレット（名称変更）
6 教員・教員組織	保育学科の教員配置（令和6年度）
	文化情報学科の教員配置（令和6年度）
	島根県立大学松江キャンパス・島根県立大学短期大学部スチューデント・アシスタント設置要綱
	令和6年度スチューデントアシスタント（SA）の運用
	公立大学法人島根県立大学教員選考規程
	教員採用基準
	島根県立大学短期大学部専任教員昇任基準
	令和6年度授業評価アンケート（設問）
	KENDAI 縁結びフォーラム
	しまね大交流会
	研究紀要（松江キャンパス研究紀要）（人間と文化）
	地域研究と教育〔ウェブ公表ページ〕
	SA（Student Assistant）の心構え
7 学生支援	島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議専門委員会規程
	令和6年度新入生、在学生オリエンテーション等日程表
	令和6年度オフィスアワー一覧
	島根県立大学・島根県立大学短期大学部における障がいのある学生への支援に関する基本方針
	島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領
	島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパスパソコン貸与要綱
	メンタルヘルス危機対応ガイドライン
	ボランティア募集の受付に関するガイドライン
	公立大学法人島根県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程
	令和6年度学生生活実態調査結果
	島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程の松江キャンパスにおける運用について
	島根県立大学人間文化学部・島根県立大学短期大学部障がい学生支援委員会要綱
8 教育研究等環境	公立大学法人島根県立大学情報セキュリティ対策基本計画（2024年度版）
	情報ネットワークシステム利用の手引
	契約データベース一覧
	受入蔵書統計
	島根県立大学機関リポジトリ
	山陰歌人資料
	図書館館内図
	公正な研究活動の推進及び公的研究費等の運営・管理に関する基本方針

	島根県立大学短期大学部における研究活動行動規範
	島根県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進及び公的研究費等の取扱いに関する規程
	島根県立大学短期大学部における研究活動上の不正への調査及び対応に関する規程
	島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究倫理審査規程
	倫理審査委員会運営要領
	研究倫理審査申請の手引
	公立大学法人島根県立大学情報システム運用基本規程
9 社会連携・社会貢献	ひだまりのおと第5号2023
	おはなしレストランライブラリー
	令和5年度 地域教育と研究 (vol.12)
	公開講座 椿の道アカデミー
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	公立大学法人島根県立大学業務方法書
	公立大学法人島根県立大学組織規則
	公立大学法人島根県立大学役職者職務権限規程
	公立大学法人島根県立大学事務決裁規程
	公立大学法人島根県立大学役職者選考規程
	島根県立大学短期大学部教授会運営規程
	地方独立行政法人法
	公立大学法人島根県立大学理事長選考等に関する規則
	公立大学法人島根県立大学監事監査規程
	監事監査結果報告書
	会計監査人の監査報告書
	公立大学法人島根県立大学内部監査実施要領
	島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議運営規程
	公立大学法人島根県立大学財務及び会計に関する規則
	公立大学法人島根県立大学予算規程
	公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程
	公立大学法人島根県立大学契約情報の公表等に関する要領
	公立大学法人島根県立大学事務職員等選考規程
	公立大学法人島根県立大学職員勤務実績評定要領
	公立大学法人島根県立大学職員（県派遣職員）勤務実績評定要領
10 大学運営・財務 (2) 財務	島根県立大学未来ゆめ基金
	しまねの未来を担う人財奨学金
	県大データ 2024(P.37～51)

島根県立大学短期大学部提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
2 内部質保証	令和6年度第4回自己点検・評価委員会議事録
	令和7・6年度専門委員会の取組に係る報告書
	令和7・6年度自己点検・評価実施委員会議事録（専門委員会ヒアリング関連抜粋）
	令和6年度自己点検・評価業務フロー
	令和6年度自己点検・評価実施委員会議事録（第1・2・4・5・6・7・8回）
	平成6年度第3回自己点検・評価委員会議事録
	令和7年度自己点検・評価委員会、自己点検・評価実施委員会委員名簿
3 教育研究組織	県内高校卒業生の進路状況（令和2年3月卒業生）
	県内企業に対する島根県調査（デジタル人材に関するもの）
4 教育・学習	保育学科修得単位数（2024年度）
	新UNIPA履修カルテ入力方法 保育学科
	令和6年度教学マネジメントによる教育に関する自己点検・評価シート（保育学科・文化情報学科）
5 学生の受け入れ	入試業務点検チェック表（学校推薦型選抜、総合型選抜）
	総合判定一覧表チェック表（学校推薦型、総合型）
	入試業務点検チェック表（一般選抜）
	総合判定資料チェック表（一般選抜）
	入試実施についての検討（令和7年度学校推薦型選抜・総合型選抜）
	2025年度 短大入試業務作業フローチャート
	入試事前相談_配慮内容決定の流れ
	学科方針フォーマット
可否判定学科案フォーマット	
6 教員・教員組織	教員人事に係る教育研究評議会人事委員会の構成 2024年 保育学科
	FD研修の教員参加率（令和4～6年度）
	2024年度FD研修の感想（11月・12月）
	SA配置状況一覧表（短期大学部分）
	令和6年度第8回自己点検・評価実施委員会議事録
	令和6年度第5回自己点検・評価実施委員会議事録及び報告資料（FD委員会）
	島根県立大学松江キャンパス教員個人評価制度
7 学生支援	3キャンパス交流団体USSの活動の歩み【島根県立大学】
	令和6年度第7回自己点検・評価実施委員会議事録及び報告資料（学生生活委員会）
	令和6年度第6回自己点検・評価実施委員会議事録及び報告資料（保健管理委員会）
	令和6年度第6回自己点検・評価実施委員会議事録及び報告資料（障がい学生支援委員会）
	令和6年度第4回自己点検・評価実施委員会議事録及び報告資料（教務委員会）
令和6年度第2回自己点検・評価実施委員会議事録及び報告資料（キャリア委員会）	
8 教育研究等環境	学長裁量経費応募状況
	令和6年度学生図書委員会活動記録
	図書館利用状況
9 社会連携・社会貢献	2024年度 公開講座（春学期・秋学期）
	2025年度 公開講座
	公立大学法人島根県立大学 令和6年度に係る業務の実績に関する評価結果
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	近年の一般競争入札の実績
	令和4年度キャンパス会議議事録
	令和5年度キャンパス会議議事録
	令和6年度キャンパス会議議事録
	SDに関するキャンパス間の議事録及び資料

	FD・SD 研修会事前アンケート結果
	島根県立大学・島根県立大学短期大学部における公的研究費等に関する不正防止計画
10 大学運営・財務 (2) 財務	「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A 第4章
その他	学長プレゼンテーション資料（島根県立大学短期大学部）
	『地域研究と教育』（冊子）

島根県立大学短期大学部提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
7 学生支援	公立大学法人島根県立大学組織規則（令和7年4月1日施行）

※本評価結果における評定について

- ・ 10 基準ごと（基準 10 については、（1）大学運営と（2）財務のそれぞれ）に付いた評定は、当該短期大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かを目安に、当該基準の状況を簡潔に表したものである。
- ・ 各評定の定義は下記のとおりである。なお、当該短期大学の理念・目的を基礎に取り組み状況を表したものであるため、同じ評定であっても短期大学によって内容は異なる。あくまで各短期大学それぞれの評価結果を理解する補助として参照することが求められる。

S	短期大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	短期大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	短期大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。